

東労発安第49号

平成26年2月14日

厚生労働省職業安定局長 殿

東京労働局長

(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に関する意見について

平成25年12月26日付け職発1226第19号による標記の件について、下記のとおり報告します。

なお、東京地方労働審議会港湾労働部会議事録については、別途報告をします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

東京地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし。

(2) 労働者代表委員

現状の港湾労働者派遣制度において、派遣日数の上限が7日から10日になることで専ら派遣になることを懸念している。労働組合としては、これに反対をしていくということで議論が進んでおり、そうならないよう、お願いをしたい。

(3) 公益代表委員

ガントリークレーンのシミュレーターの導入について、機器の導入による能力の向上などの結果を評価する仕組み作りをお願いしたい。

2 その他の事項について

東京地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし

(2) 労働者代表委員

日雇いの雇入れについて、安定所紹介による雇入れよりも店社による直接雇用が多い状況は問題であり、また、港湾雇用安定協会による労働者派遣事業廃止以後、直接雇用が少なくなるらないことについては、懸念の表明をしていきたい。

(3) 公益代表委員

特になし

神労収安 0106 第 3 号

平成 26 年 2 月 13 日

厚生労働省職業安定局長 殿

神 奈 川 労 働 局 長

(公 印 省 略)

「港湾雇用安定等計画案」に関する意見について

平成 25 年 12 月 26 日付け職発 1226 第 19 号による標記の件について、下記のとおり報告します。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 雇用主代表委員

① 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための方策及び直接雇用の日雇労働者への対応について

港湾労働者派遣制度による波動性に対応した企業外労働力の需給調整は、常用労働者の範囲での調整であり、すべてを吸収することは困難である。これに対応する労働力が日雇労働者であり、必要に応じ頼らざるを得ないが、日雇労働者をむやみに雇用することなく、将来においては、更に常用港湾労働者を充実させていく必要があると考える。

② 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための方策について

港湾労働者派遣制度における派遣就業日数の上限緩和について、雇用する常用港湾労働者を企業外労働力として他社に派遣する場合、現状以上に派遣就業日数を増加することについては合理的理由がなく、従って、日数の上限緩和の検討は不要と考える。

(2) 労働者代表委員

① 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための方策及び直接雇用の日雇労働者への対応について

現状の港湾労働者派遣制度について、点検・評価を行い、それにより十分な効果が得られていないのであれば、これに替わる新しい港湾における需給調整システムの検討が必要と思われる。

② 人付きリース問題への対応について

人付きリース問題については、是正されてきたことについては、評価したいと思うが、計画に明記されていることによってより遵守されるという効果が期待されるため、新港湾雇用安定等計画から削除する必要はないと考える。

③ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための方策について

港湾労働者派遣制度における派遣就業日数は、現状7日のままで良い。

(3) 公益代表委員

① 能力の開発及び向上を促進するための方策について

これからの港湾は、技術労働者が主たる労働力となると思われる。各中小零細企業の集まりが、港湾の一つの企業体と見た時に、技術向上を図ることが必要であるため、いい港湾を作るための補助や助成について、国として早急な対応をお願いする。

② 人付きリース問題への対応について

人付きリース問題については、再発防止という意味を含め、なんらかの表現で残した方が良いと思うので検討をお願いしたい。

2 その他の事項について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 雇用主代表委員

① 意見なし。

(2) 労働者代表委員

① 港湾労働者証の発行について

港湾労働者証の適正な発行に、引き続き努めてほしい。

また、適正に港湾労働者証を発行するために、行政の審査に加え、労使合意事項としていただきたい。

② 港湾労働担当係長会議の開催について

港湾労働法適用六大港の港湾労働担当係長連絡調整会議について、最低年1回開催し充実を図っていただきたい。

(3) 公益代表委員

① 意見なし。

3 なお、神奈川地方労働審議会港湾労働部会の議事録を添付します。

【事務担当】

神奈川労働局職業安定部職業対策課

高齢者雇用対策係 山口 誠

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-77-2

TEL : 045-650-2817 FAX : 045-650-2805

愛労発安 0213 第 5 号
平成 26 年 2 月 13 日

厚生労働省職業安定局長 殿

愛 知 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成 25 年 12 月 26 日付け職発 1226 第 19 号による標記の件について、
下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

愛知地方労働審議会港湾労働部会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし

(2) 労働者代表委員

- ① 港湾派遣就労日を増やすことは、外からの労働者派遣に路を開くような危険性もあるし、それだけを本業とするような派遣業者が出てくるような心配がある。

また、他港で日雇労働者が増えているという実態があるが、常用雇用労働者で港湾荷役を行うということで国の努力をお願いしたい。

(3) 公益代表委員

特になし

2 その他参考意見について

(1) 使用者代表委員

特になし

(2) 労働者代表委員

- ① 港労法の適用関係の表現が変更された理由、背景について説明されたい。
名古屋港においては、どのような検討課題があるのか。
- ② 24 時間フルオープン体制のもとでの労働環境の整備が急務となってい

る。交替制の確立や夜間荷役に対応した福祉施設サービスの充実が求められているが、国の見解はいかがか。

- ③ 計画の中に港湾労働者の安全ということが国の講ずる措置として書かれているが、コンテナ船の足場の安全対策について、労働基準監督官は言えない、運輸局にある外国船に対する外国船舶監督官は、船員の安全と海洋の環境汚染に対する監査はできるが、港湾労働者の荷役の安全のための設備の改善についての指摘ができない。

行政として法律でカバーができないか検討をお願いしたい。

(3) 公益代表委員

- ア「賃金構造基本統計調査」「港湾運送事業雇用実態調査」こうした調査は、〇〇年度や〇〇省というように実施省庁あるいは民間機関、実施年の記載について検討をお願いしたい。

担当 職業安定部職業対策課
雇用指導係

電話 052-219-5508

大労発安0217第6号
平成26年 2月17日

厚生労働省職業安定局長 殿

大阪労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画（案）」に関する意見について

平成25年12月26日付け職発1226第19号による標記の件について、下記のとおり報告します。

記

1 港湾雇用安定等計画（案）について

大阪地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

港湾派遣制度の利用について、最近は特に沿岸・倉庫が増えてきているが、沿岸・倉庫の場合は倉庫内の配置等を覚える必要がある。荷主の方からは、毎回違う労働者が来ていたら搬出できないという内容の苦情が結構多い。

派遣就業の上限について、業種によって分けることは難しいと思うが、できれば沿岸・倉庫では10日程度のスパンで交代制がとれれば、港湾派遣制度の活用が増えるのではないか。

(2) 労働者代表委員

- 派遣を出す企業においては、現行の上限7日ということであっても特定の労働者が行っているというケースが報告されている。これをもっと交代制を採って派遣に出て行くことができれば、港湾派遣制度の活用につながる事が考えられる。

また、派遣日数の上限が緩和され就業日数が増えることに伴い、専ら派遣で事業を行うという傾向となる事態を憂慮する。

本法である労働者派遣法の改正等で、港湾運送にも派遣をというような審議もされているということを聞くと、やはり港湾に派遣労働者が増えると雇用秩序の乱れる懸念がある。上限の緩和は7日で止めていただきたい。

- 港湾派遣就業日数の上限の緩和について、「今後、検討を行う」ということであるが、実際、現行の7日ということが適正に行われているのかどうかということを中央レベルでもう少し慎重な議論をしていただきたい。

また、上限緩和により派遣専業になる懸念については、報告書に「港湾運送事業法における労働者の保有基準などの在り方も考慮されるべきである」等の文言を加えることにより、一定の歯止めを掛けることができるのではないか。

2 その他の事項について

大阪地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

港湾派遣制度における派遣事業対象業務について、港湾荷役作業の許可の場合は、「船内荷役作業」と「沿岸荷役作業」の両作業に港湾派遣を行うことが可能であるが、それ以外は、はしけ作業は「はしけ作業」、いかだ作業は「いかだ作業」、船舶貨物整備業は「船舶貨物整備業」、倉庫業は「倉庫業」というように港湾派遣許可対象業務間のみで港湾派遣が可能となっている。

今、違法就労ではないかと問題になっているのは倉庫業であり、我々としては、港湾運送事業法の範疇の中の倉庫業と考えているため、港湾荷役事業者であれば倉庫業にも港湾派遣を行うことが可能となるような方向で検討いただきたい。

可能となれば、違法就労ではないかという部分の解消が相当見込まれる。

3 なお、大阪地方労働審議会港湾労働部会議事録を添付します。

兵労発安０２１７第１号
平成２６年 ２月１７日

厚生労働省職業安定局長 殿

兵庫労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に関する意見について

平成２５年１２月２６日付け職発１２２６第１９号による標記の件について、下記のとおり報告します。

記

１ 港湾雇用安定等計画案について

兵庫地方労働審議会における主要な意見は、以下のとおりです。

(１) 使用者代表委員

特になし。

(２) 労働者代表委員

① 港湾労働者派遣制度の上限日数の緩和は港湾労働者の雇用の安定を損うことが懸念されるため、反対である。

② 人付リースの減少により他港の日雇労働者が増加傾向にあるが、常用港湾労働者の雇用の安定を図るために、日雇労働者について、各港一定水準に斉一化する必要がある。

(３) 公益代表委員

港湾労働者の能力向上の観点から、ガントリークレーンのシュミレーションを神戸に設置することを要望する。

２ その他の事項について

兵庫地方労働審議会における主要な意見は、以下のとおりです。

(１) 使用者代表委員

特になし

(２) 労働者代表委員

港湾労働法に係る運用の斉一化に向けて六大港担当者会議を積極的に開

催すべき。

(3) 公益代表委員
特になし。

3 なお、兵庫地方労働審議会港湾労働部会議事録を添付します。

福岡労発安0220第1号
平成26年2月20日

厚生労働省職業安定局長 殿

福岡労働局長

(公印省略) (職業安定部職業対策課雇用指導開発係)

港湾雇用安定等計画案について (意見)

平成25年12月26日付け職発1226第19号による標記の件について、下記のとおり報告します。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

福岡地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

今回の計画案は平成26年から30年の5か年計画であり、相当長い計画と感じており、3年先もわからない状況の中で5年をどう見定めていくのか難しい計画である。使用者の立場で一番苦勞しているのは波動性の解消であり、各港の特殊性も存在する。そのため行政には計画をしっかりと考え、地域の声を聞きながら計画を推し進めていただきたい。

(2) 労働者代表委員

- ・人付きリース問題への対応についての項目を削除とのことであるが、大幅減少は労使の努力によるものである。この項目削除が、再び人付きリースが増える可能性はないと判断したということではないと思われるが、今後も調査項目から外さないことを検討いただきたい。

- ・港湾労働者証の発行等港湾労働法等の適用関係については、現在各港の取扱いで違いがあり、新規参入の場合は事前に労使協議を行っている港もあると聞いている。具体的に把握している内容があれば説明いただきたい。

- ・常用労働者の派遣日数の上限に関して、現在は7日が上限であるが、育成教育に限って上限日数を引き上げるなどの限定的な運用も必要ではないかと思われる。

- (3) 公益代表委員
特になし

2 その他の事項について

福岡地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

- (1) 使用者代表委員
特になし。

- (2) 労働者代表委員

- ・適用港湾、適用職種について、近年博多港の著しい発展があると同時に関門港には港労法があるがゆえに博多港に貨物が逃げているという実情がある。労働者にとって、港労法は大変重要な法律であり、なくてはならないものと考えている。そこで現在適用されていない港についても労働調査や日雇労働者の実態把握をする必要があると考える。

- ・労働組合も全国で横のつながりを持っており、使用者側も日本港運協会の各地区で横のつながりを持っているが、行政を見ていると年1回の会議のみで踏み込んだ議論がなされておらず、横のつながりを持っているのか懸念があるため、予算的な問題もあるとは思いますが、年2回から3回の会議を開催することを要望したい。

- (3) 公益代表委員
特になし

3 なお、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会議事録を添付します。

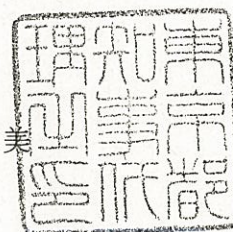


25港経経第630号

平成26年1月16日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

東京都知事代理
副知事 安藤 立美



港湾雇用安定等計画について（回答）

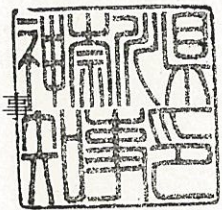
平成25年12月26日付厚生労働省発職1226第5号により照会のありました
標記の件については、特に意見はありません。

労 福 第 77 号

平成 26 年 1 月 29 日

厚生労働大臣 殿

神奈川県知事



港湾雇用安定等計画案について（回答）

平成 25 年 12 月 26 日付け厚生労働省発職 1226 第 5 号で意見を求められました標記のことについては、異議ありません。

問い合わせ先

産業労働局労働部労政福祉課

労働福祉グループ 渋谷

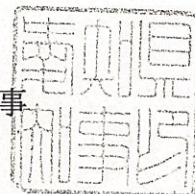
電 話 045-210-1111(内線 5737)

ファクシミリ 045-210-8873

25就促第833号
平成26年1月23日

厚生労働大臣 殿

愛知県知事



港湾雇用安定等計画案について（回答）

平成25年12月26日付け厚生労働省発職1226第5号により照会のあり
ましたこのことについては、特に意見はありません。

担 当 愛知県産業労働部労政担当局就業促進課
高年齢者・障害者雇用対策グループ
電 話 052-954-6367（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6927

労政第2429号

平成26年 2月20日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

大阪府知事 松井 一郎



港湾雇用安定等計画案について（回答）

平成25年12月26日付け、厚生労働省発職第1226第5号により照会のありました
標記について、下記のとおり回答いたします。

記

特に意見はありません。

（担当）

商工労働部 雇用推進室 労政課

企画グループ 主事 成山

TEL 06-6210-9519（ダイヤル）

FAX 06-6210-9517

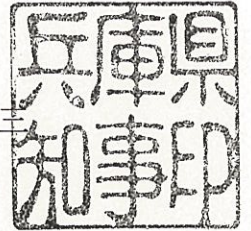
E-mail NariyamaH@mbx.pref.osaka.lg.jp

労 第 1 1 2 3 号

平成26年2月4日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



港湾雇用安定等計画案について（回答）

平成25年12月26日付厚生労働省発職1226第5号により照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

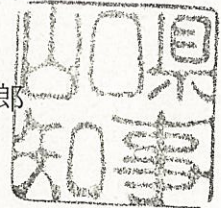
意見なし



平 2 5 労 働 政 策 第 7 1 5 号
平成 2 6 年（2014 年）1 月 8 日

厚生労働大臣
田 村 憲 久 様

山口県知事 山本 繁太郎



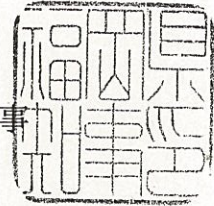
港湾雇用安定等計画案について

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 職 1 2 2 6 第 5 号 による 標 記 の 件
については、意見はありません。

25 労第 3536 号
平成26年1月23日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

福岡県知事



港湾雇用安定等計画案について

(対平成25年12月26日厚生労働省発職 1226 第5号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

港湾雇用安定等計画案について、本県の意見はありません。